



島根県報

平成23年11月18日（金）

号外 第 191 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示**島根県告示第752号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年11月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	431号	松江市美保関町下宇部尾1083番17地先から同1086番地先まで	前	メートル 27.00～ 82.00	メートル 60.00	松江県土整備事務所 道路改良工事 拡幅 片側歩道設置
			後	47.00～ 93.00	60.00	
県 道	上意東揖屋線	松江市東出雲町上意東1955番1地先から同1931番1地先まで	前	6.70～ 29.00	155.00	水路付替 減幅
			後	8.80～ 27.90	155.00	
〃	大社日御碕線	出雲市大社町日御碕993番1地先から同118番1地先まで	前	13.30～ 27.00	109.00	出雲県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	21.90～ 36.80	109.00	

島根県告示第753号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年11月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市美保関町下宇部尾1083番17地先から同1086番地先まで	メートル 60.00	平成23年 11月18日	松江県土整備事務所	